

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

権利の放棄について

次のとおり未収債権を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第253条第1項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

| | 債務者名 | 債権名 | 債権額 | 発生年度 |
|---|------|----------------|---------|--------|
| 1 | | 生活保護費戻入金 | 70,480円 | 2019年度 |
| | | 生活保護費戻入金 | 81,050円 | 2019年度 |
| | | 生活保護費戻入金 | 78,470円 | 2019年度 |
| 2 | | 生活保護費返還金 | 65,023円 | 2021年度 |
| 3 | | 国民健康保険療養給付費返還金 | 30,917円 | 2019年度 |
| 4 | | 学童保育クラブ育成料 | 42,000円 | 2022年度 |

2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申述を行い、受理されたことから、民法第939条の規定により、債務者が不存在となり、かつ、亡債務者の相続財産管理人は選任されておらず、相続財産の価額が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

| | 債務者名 | 債権名 | 債権額 | 発生年度 |
|---|------|----------|----------|--------|
| 1 | | 生活保護費返還金 | 569,908円 | 2017年度 |
| | | 生活保護費戻入金 | 8,226円 | 2018年度 |
| | | 生活保護費返還金 | 12,339円 | 2019年度 |
| 2 | | 生活保護費戻入金 | 64,912円 | 2020年度 |
| 3 | | 生活保護費返還金 | 284,000円 | 2016年度 |
| 4 | | 生活保護費戻入金 | 45,000円 | 2020年度 |
| 5 | | 生活保護費返還金 | 396,000円 | 2017年度 |
| 6 | | 生活保護費戻入金 | 113,550円 | 2022年度 |
| | | 生活保護費戻入金 | 127,710円 | 2022年度 |